

資源の有効な利用の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 建設業に係る再生資源の利用が再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認める場合に勧告の対象となる特定再利用事業者に係る要件を、その事業年度における建設工事の施工金額が二十五億円以上であることに改めるものとする。 (別表第二関係)

第二 土砂等に係る再生資源の利用の促進が再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認める場合に勧告の対象となる指定副産物事業者に係る要件を、その事業年度における建設工事の施工金額が二十五億円以上であることに改めるものとする。 (別表第七関係)

第三 この政令は、令和五年一月一日から施行するものとする。

(附則関係)